

【 異病院介護老人保健施設 】

〔 利用料金表・入所分 〕

(1) 施設サービス費(日額)

※ご利用の相談や見学は随時受け付けています。

[4人部屋の場合]

(単位:円)

介護区分	利用者負担合計額 (右記①②③④の合計)			内 訳	利用者負担① (一割負担分)	食事費②	居住費③	施設利用にかかる諸費用④
	※(1)の場合	※(2)の場合						
要介護 1	3,970	3,764	3,610		979	1,900	525	566
要介護 2	4,050	3,844	3,690		1,059	負担限度額認定証をお持ちの場合 減額になることもありますので 各市町村にお問い合わせください。		※(1) (360)
要介護 3	4,120	3,914	3,760		1,129			※(2) (206)
要介護 4	4,181	3,975	3,821		1,190			※(1) 居室内でのみ余暇活動が可能な方
要介護 5	4,237	4,031	3,877		1,246			※(2) ベッド上でのみ余暇活動が可能な方
外泊	382 (+居住費)			但し、初日と最終日を除く				※余暇活動に制限のある方

※栄養マネジメント強化加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、夜間職員配置加算(全1日当り60円)を含む

※介護職処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の3.9%を別途付加(令和6年5月末まで)令和6年6月より7.5%を別途付加

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の2.1%を別途付加(令和6年5月末まで)

※介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の0.8%を別途付加(令和6年5月末まで)

[個室の場合]

(単位:円)

介護区分	利用者負担合計額 (右記①②③④の合計)			内 訳	利用者負担① (一割負担分)	食事費②	居住費③	施設利用にかかる諸費用④
	※(1)の場合	※(2)の場合						
要介護 1	5,085	4,879	4,725		891	1,900	1,728	566
要介護 2	5,164	4,958	4,804		970	負担限度額認定証をお持ちの場合 減額になることもありますので 各市町村にお問い合わせください。		※(1) (360)
要介護 3	5,233	5,027	4,873		1,039			※(2) (206)
要介護 4	5,293	5,087	4,933		1,099			※(1) 居室内でのみ余暇活動が可能な方
要介護 5	5,351	5,145	4,991		1,157			※(2) ベッド上でのみ余暇活動が可能な方
外泊	382 (+居住費)			但し、初日と最終日を除く				※余暇活動に制限のある方

※栄養マネジメント強化加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、夜間職員配置加算(全1日当り60円)を含む

※介護職処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の3.9%を別途付加(令和6年5月末まで)令和6年6月より7.5%を別途付加

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の2.1%を別途付加(令和6年5月末まで)

※介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の0.8%を別途付加(令和6年5月末まで)

(2) 加算額 (単位:円)

	利用者負担額		利用者負担額	利用者負担額	
初期加算Ⅰ	64	再入所時栄養連携加算	211	認知症チームケア推進加算Ⅱ	127
入所前後訪問指導加算ⅠⅠ	475	退所時栄養情報連携加算	74	在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	54
入所前後訪問指導加算ⅡⅠ	506	経口維持加算Ⅰ	422	所定疾患施設療養費Ⅱ	506
協力医療機関連携加算Ⅰ	106	経口維持加算Ⅱ	106	認知症緊急対応加算Ⅰ	211
退所時情報提供加算Ⅰ	527	療養食加算	7	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	148
入退所前連携加算Ⅰ	633	緊急時治療管理Ⅰ	546	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	253
入退所前連携加算Ⅱ	422	認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ	127	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4
訪問看護指示加算	317	短期集中リハビリ加算Ⅰ	272	排泄支援加算Ⅰ	11
自立支援促進加算	317	安全対策体制加算	21	外泊時在宅サービス利用費用	844

* その他介護保険法に基づき、別に厚生大臣が定める額が加算される場合があります

(3) その他の費用 (利用された方のみ。※は消費税が加算されます。)

(単位:円)

内 容	金額	内 容	金額
特別療養室(個室)	8,800	インフルエンザ予防注射	市町村の補助額による
個室電話代	※実費	肺炎球菌予防ワクチン	8,380
電気代	54	散髪代(顔剃り・髭剃り含む)	1,500
洗濯代(1回につき)◎要相談	850	写真代(行事等)※1枚につき	41
文書料(1通)	5,500		

◎利用料・その他費用の請求及び支払方法

未締め翌月23日に自動引き落としになります。
請求書及び前月の領収証は、毎月15日までに
ご指定の宛先に郵送させていただきます。

令和6年9月1日